

富山県国際健康プラザ指定管理者仕様書

本仕様書は、富山県国際健康プラザ（以下「国際健康プラザ」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び水準等を定めるものである。

第1 国際健康プラザの基本事項

1 国際健康プラザの設置目的

すべての県民が健やかでやすらぎのある生活を送ることができるよう、県民の健康に対する意識の向上及び県民一人一人の健康づくりを支援し、併せて、国内外に向けた健康づくりに関する情報の発信を行う。

2 国際健康プラザの施設

- (1) 生命科学館
- (2) 健康スタジアム
- (3) 屋外健康づくり施設

3 国際健康プラザの事業

国際健康プラザは、次の事業を行う。

- (1) 健康づくりに関する資料の展示
- (2) 健康づくりに関する講習会等の開催
- (3) 健康づくりに関する情報の収集及び提供
- (4) 健康づくりに関する調査研究
- (5) 健康づくりに関する講座の開催並びに実践的な指導及び研修の実施

4 管理運営の基本的事項

国際健康プラザは、次の基本的事項に留意して、管理運営を行うこととする。

- (1) 子育て世代をはじめ幅広い年代層からの利用が促進されるよう管理運営を行っていくこととし、また、より多くの県民の健康づくりに寄与し得るよう、周辺の健診機関、体育施設等や健康に関する事業を実施する団体等（県、市町村、健康に関する事業を実施する公共的団体、県内プロスポーツチーム等）とも十分に連携し、健康づくりの中核拠点施設としての機能を高めるよう管理運営を行っていくこと。
- (2) 同一建物にあるイタイイタイ病資料館と一体的に、施設・設備の維持管理を適切に行うとともに、効果的かつ効率的な施設運営を行い、経費の節減に努めること。なお、国際健康プラザとイタイイタイ病資料館に係る経費は区分して経理を行うこと。
- (3) 公の施設であることを念頭において、施設の利用に関し、公平性を確保すること。
- (4) 利用者の意見を管理に反映させ、利用者の満足度を高めること。
- (5) ごみの削減、省エネルギー、二酸化炭素削減等環境に配慮した運営を行うこと。

第2 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 施設等の利用に関する業務
- 2 事業の実施に関する業務
- 3 施設等の維持管理に関する業務
- 4 その他国際健康プラザの管理運営に必要な業務

第3 施設等の利用に関する業務の基準

1 利用の態様

国際健康プラザの施設等の利用の態様は、次表に掲げる区分に応じたものとする。

施設	専用利用承認	施設利用料金
研修室及び小スタジオ	○	○

健康スタジアム	—	○
附属設備	—	○
講座等	—	○
生命科学館	○	○
屋外健康づくり施設	—	— (無料)

※「生命科学館」の専用利用承認及び利用料金の上限額については、令和4年2月議会にむけて「富山県国際健康プラザ条例」(平成11年3月17日富山県条例第4号)の改正手続きを進める予定。

2 専用利用承認

(1) 専用利用承認が必要な施設

研修室、小スタジオ、生命科学館を専用して利用する場合は、指定管理者の承認が必要となる。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。このため、指定管理者は、承認の手続についてあらかじめ定めること。

(2) 専用利用承認の制限

① 専用利用承認の拒否

指定管理者は、専用利用承認を受けようとする者が次のいずれかに該当する場合は、承認をしないものとする。

- ・ 国際健康プラザの施設の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- ・ 施設又は附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- ・ その他国際健康プラザの管理上支障があると認められるとき。

② 条件付専用利用承認

指定管理者は、専用利用承認に国際健康プラザの管理上必要な条件を付すことができる。

③ 専用利用承認の取消し等

指定管理者は、次のいずれかに該当する場合は、専用利用承認を取り消し、又はその利用を制限することができる。

- ・ 専用利用者が富山県国際健康プラザ条例又は同条例施行規則の規定に違反したとき。
- ・ 専用利用者が偽りその他不正の手段により専用利用承認を受けた事実が明らかになったとき。
- ・ 専用利用者が専用利用承認に付された条件に違反したとき。
- ・ その他国際健康プラザの管理上特に支障があると認められるとき。

3 利用料金の設定

(1) 利用料金の設定

指定管理者は、富山県国際健康プラザ条例第12条の規定により、同条例の別表第1から別表第3までに定める金額の範囲内で、あらかじめ知事の承認を受けて、利用料金を設定すること。

なお、利用料金の設定にあたっては、施設の有効活用の観点及び収支状況等を踏まえ、適切なものとする。

また、利用料金について、知事の承認を受けたときは、速やかに公表するとともに、変更する場合は、施設の仮予約又は利用承認をした利用者等に対する説明や新料金の施行にあたって一定の周知期間を設けるなど適切な対応を行うこと。

(2) 利用料金の減免

指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減免することができる。

国際健康プラザ健康スタジアムについては、平成19年度から、別添「富山県国際健康プラザ利用料金の減免基準」に基づいて、他の県立体育施設等と同様、障害者に対し利用料金を減免(無料化)しており、指定管理者においては、引き続き障害者減免を実施することとし、このために必要な人員を配置すること。なお、この減免基準以外に利用料金を減免する場合は、事業計画書によりその基準を提案すること。

(参考) 障害者の利用人数・減免額の実績(付添いを含む。)

年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
利用人数	25,289	28,014	29,328	12,006
減免額(千円)	25,904	28,714	30,389	12,560

4 利用料金の徴収

(1) 利用料金の徴収

利用料金は、指定管理者がその収入として收受する。

また、利用料金は前納を原則とするが、指定管理者が特別の理由があると認めるときは後納又は分納させることができる。なお、利用料金の徴収方法等について指定管理者はあらかじめ定めること。

(2) 利用料金の還付

指定管理者が既に收受した利用料金は原則として還付しないが、次のいずれかの場合は利用料金の全部又は一部を還付することができる。

- ・ 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなかつたとき。
- ・ その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

指定管理者は、還付する場合の基準をあらかじめ定めること。なお、還付にあたっては不当な差別的取扱いをしてはならない。

5 利用の受付及び案内

(1) 受付員の配置

① 健康スタジアム受付に受付員を配置し、主として次の業務を実施すること。

- ・ 国際健康プラザ施設の利用案内
- ・ 講座等の利用案内
- ・ 運営管理システムを使用した利用料金処理
- ・ キーバンド等の受渡し
- ・ その他受付業務実施に伴い日常発生する業務

② 施設等の利用の申込受付は原則として先着順とし、公平な利用を確保すること。

③ 利用の申請書等の書類が必要な場合は、指定管理者において作成すること。

(2) 運営管理システム

① 運営管理システムは、POS システムによる課金・精算のほか、会員管理システムによる利用者の会員登録・更新等受付業務運営上必要な情報管理を総合的に行うシステムである。

② 指定管理者は、自らの講座等の利用料金体系に合わせるため、システム変更等を実施しなければならない。

(3) 利用の案内

① 利用者が円滑に利用ができるよう利用案内に配慮すること。

② 問合せや施設見学等について、適切な対応を行うこと。

③ 利用者、住民等から苦情があつた場合は適切な対応を行うとともに、その内容を速やかに富山県へ報告すること。

④ 利用の案内に当たっては、イタイイタイ病資料館との連携を図ること。

(4) 予約受付

① 指定管理者は、団体利用者や講座等受講者等の利用の便宜を図るために、事前予約受付を実施すること。

- ・ 団体利用者には研修室やバス等を積極的に活用して、利用団体が快適に健康づくりを行えるような体制整備を行うこと。
- ・ 講座等受講者等には、ニーズに応じた実践指導ができるよう調査を行い、利用者（利用団体）に適した実践指導内容となるよう十分配慮すること。

② 指定管理者は、社会的弱者等に対してはもちろん、施設見学者や減免利用者等に対しても、一般利用者と同様の予約受付を行い、不当な差別的取扱いをしてはならない。

第4 事業の実施に関する業務の基準

県民の健康に対する意識の向上及び県民一人一人の健康づくりを支援するため、以下に掲げる事業を計画的に実施するものとする。なお、業務基準は以下に定めるとおりとするので、事業計画書に具体的な事業内容を提案すること。

1 生命科学館部門

(1) 健康づくり推進事業

オンライン対応設備等を活用し、高齢者のフレイル予防を目的とした体操指導や、脳の活性化に効果があるeスポーツ事業などを企画・実施すること。また、親子や子どもが、楽しみながら健康づくりができるよう、イベントや教室を企画・運営すること。

(2) 学校活動の支援

- ・ 国際健康プラザを校外学習の場として利用する小学校、幼稚園及び保育所等の対応をすること。事前に各団体のニーズを把握し、必要に応じて適宜、調整すること。
- ・ 学校等の希望に応じて、健康教育についての相談や情報提供等を積極的に行うこと。

(3) 親子のふれあい広場

現在の2階レストランの一部は休憩スペースとして、子供（乳幼児）向け遊具や授乳室を整備し、「親子のふれあい広場」として活用しており、これに関連したイベントを提案すること。
なお、スペース内の一部を活用し、軽食喫茶や弁当販売を行うことができるので、実施を希望する場合は併せて提案すること。

2 健康スタジアム部門

- ・ スタジアム運営全般において、働き盛り世代や親子世代への認知度向上・利用促進に努めること。

(1) 啓発普及事業

① 健康医学講演会

一般県民を対象に、日常の健康法等を紹介する健康医学講演会を開催すること。

② 講座

県民が自主的・主体的に健康づくりに取り組む動機づけを図るため、広く一般県民を対象に各種の講座事業を実施すること。

ア プロジェクトアドベンチャー講座

- ・ 企業やサークル等の研修等、利用団体の希望に応じ「プロジェクトアドベンチャー」のプログラムを提供することが望ましく、この要件を満たす提案については審査に反映する。
- ・ プログラムを提供する場合は、安全面の配慮から3名以上のProject Adventure, Incの講習を受講した指導員を配置し、指導責任者には、指導員として3年以上の経験を有する者をあてること。

イ 健康講話

国際健康プラザの研修室等を利用し、健康づくりについて専門性を有する者による無料の健康講話を開催すること。対象は、国際健康プラザ利用者に限らず、すべての県民とすること。

ウ その他講座

生後2月から3歳までの子どもをもつ母親を対象としたヘルスアップママ講座や宿泊体験型の講座などを開催すること。

③ 健康づくり講師派遣

健康づくりについて専門性を有する者が、専門職団体、地域団体及び女性団体等の希望に応じて現地に出向き、各種の健康講話や健康づくりの実践指導を行うこと。

④ イベントの実施

県内各地域から、幅広い年齢層の方が来場し、健康づくりが体験できるイベントを県内プロスポーツチーム等と連携し、定期的に企画するなど、健康づくりの中核拠点としての機能を高めるような広報、周知に努めること。

(2) 調査研究事業

① 健康増進プログラム研究開発

- ・ 国際健康プラザで実施する講座等受講者のデータやアンケート結果を調査研究したうえで、その結果を実践プログラム等に反映させ、より効果的な実践指導を行うこと。
- ・ 関係各機関と連携しながら健康について科学的根拠のある生活指導や疾病予防・対策のあり方を研究し、県民の健康づくりに役立てること。
- ・ 調査研究の成果を、公衆衛生学会等健康増進に関する学会で発表すること。

② 健康増進施設連絡協議会

- ・ 富山県内の健康増進施設の連携を図るため連絡協議会を開催し、会員施設相互の連携交流及び県民の健康体力づくりの推進を図るための事業を企画運営すること。
 - ・ 国際健康プラザのホームページに協議会の情報を掲載し、運営に当たること。
- (3) 情報提供事業
- ① 健康づくりに関する知識等を解説したリーフレット等の作成及び配布を行うこと。
 - ② インターネット上にホームページを開設し、国際健康プラザ、県内健康づくり関連施設、関連サークル及び人材に関する情報を提供すること。
- (4) 人材育成事業
- ① 健康づくり担当者研修
 - ・ 厚生センター・市町村等の健康づくり担当者及び学校・企業の保健指導担当者を対象に、その資質向上のための研修会を開催すること。
 - ② 健康づくり指導者研修
 - ・ 厚生センター、市町村、民間健康増進施設等の健康づくり指導者を対象に、その資質の向上及び資格取得・更新のために必要な研修会を開催すること。ただし、当該研修会が健康運動指導士及び健康運動実践指導者資格の更新に必要な講習会として、(財)健康・体力づくり事業財団から認定されなければならない。
 - ③ 地域医師研修
 - ・ 県内の地域医療に携る医師等を対象に、日本医師会生涯教育制度に基づく運動療法等の健康づくり指導法研修会を開催すること。ただし、当該研修会が富山県医師会生涯教育企画として認められなければならない。
 - ・ 日本医師会認定健康スポーツ医師資格取得・更新のために必要な地域医師研修会を開催すること。ただし、当該研修会がスポーツ医の資格取得・更新に必要な講習会として、(社)日本医師会から認定されなければならない。
- (5) 実践指導事業
- ① コース等の実施

指定管理者は、健康づくりの実践指導を行うこと。

実践指導実施により得たデータを健康管理システムにより管理し、利用者へのフィードバックの他、調査研究事業や啓発普及事業等にも活用し、国際健康プラザの各事業を有機的に関連させて事業展開を行うこと。なお、指定管理者はコースの運営にあたり、必要に応じて周辺の健診機関、体育施設等や健康に関する事業を実施する団体等（県、市町村、健康に関する事業を実施する公共的団体、県内プロスポーツチーム等）と提携すること。

実践指導の内容は、次に掲げる事項を盛り込んだものとする。

各コースの名称、体系及び内容は指定管理者が設定し、利用料金に反映させること。

ア 生活習慣病予防コース

生活習慣病の予防を目的として、医学的判定の結果に基づき、一人ひとりにあった健康づくり処方を提供するとともに、実践指導を行うこと。

イ 健康保持コース

健康・体力の保持増進を目的に、日常生活問診や体力測定の結果に基づき、一人ひとりにあった健康づくり処方を提供するとともに、実践指導を行うこと。

ウ 子ども（親子）のコース

子どもと保護者が一緒に健康づくりを学んでもらうことを目的に、実践指導を行うこと。

エ 高齢者向けコース

高齢者を対象に問診・体力測定を行い、そのデータに基づいてプログラムを提供し、実践指導を行うこと。

オ 健康測定

 - ゆらぎ測定

自律神経バランスを測定し、ストレス度の評価をすること。
 - 骨密度測定

超音波測定装置によってかかとの骨量を測定し、骨粗しょう症予防を推奨すること。

- 体型チェック
筋肉量や脂肪率等のバランスなどを評価し、生活習慣等についてアドバイスすること。
 - 脚の運動機能チェック
筋力や運動機能を評価し、フレイル予防についてアドバイスすること。
- ② 指導・監視等業務
- トレーニングゾーン・リラクゼーションゾーン
トレーニングカウンター周辺に必要人員を配置し、トレーニングゾーン及びリラクゼーションゾーンの受付案内及び指導業務を実施すること。その配置員は健康づくりについて相当の専門知識を有する者であること。業務内容は、トレーニングゾーン及びリラクゼーションゾーンの案内、利用者の希望に応じた設備・備品の使用方法の説明、実践指導事業受講者等の実践記録票の管理、準備運動や整理運動、実践指導上のアドバイス等とする。
 - プール・バーデゾーン
プール・バーデゾーンにおける安全を確保するために監視員を常時3名以上配置し、監視業務等を実施すること。なお、3名のうち1名以上は日本赤十字社救急法救急員又は水上安全法救助員相当の資格を有する者であること。業務内容は、プール・バーデゾーンの案内、プール監視、バーデゾーン巡回等とする。なお、屋外プールがオープンしている期間は監視員を常時3名以上増員させ、利用者の安全を確保すること。
 - 自由参加プログラム
トレーニングゾーン及びプールゾーンにおいて、上記の常駐人員とは別に人員を配し、利用者の希望に応じたエアロビクス（アクアビクス）やサーキットトレーニング等の運動技法（自由参加プログラムという。）を企画実演すること。
- ③ ちびっこ室の運営
- ・ 健康スタジアム利用者及び講座等受講者等の希望に応じ、保育士を配置したうえで、ちびっこ室を運営すること。
 - ・ 認可外保育施設として富山市に届け出たうえで、児童福祉法その他の関係規程を遵守すること。
- ④ その他
- 健康相談日
健康スタジアム利用者が健康について気軽に相談できるよう、健康相談日を設け、県民の健康づくりを専門的な見地から幅広くサポートすること。
- (6) その他
- ① 診療所（医療法許可）
指定管理者は、医療法に基づく診療所の許可を受けるために必要な人員その他能力を有していることが望ましく、この要件を満たす提案については審査に反映する。
 - ② 温泉利用型健康増進施設（厚生労働大臣認定）
指定管理者は、温泉利用型健康増進施設の認定を受けるために必要な人員その他能力を有していること。
 - ③ 指定運動療法施設（厚生労働省指定）
指定管理者は、指定運動療法施設の指定を受けるために必要な人員その他能力を有していること。

第5 施設等の維持管理に関する業務の基準

1 業務の基本的事項

指定管理者は、施設及び設備、備品の機能と環境を良好に維持し、サービス提供が常に円滑に行われるように、次に掲げる事項を踏まえ、施設等の維持管理業務を行うこと。なお、施設・設備の老朽化により休館を伴う工事を施工する場合がある。

- (1) 国際健康プラザの光熱水費については、指定管理者が負担することとし、国際健康プラザの施設・設備の仕様、使用状況、証明用電気計器（子メーター）での計測等をふまえ、イタイイタイ病資料館と区分して、応分の額を支弁すること。

- (2) 国際健康プラザの施設等については、日常の点検確認、関係規程に基づく保守点検及び必要な維持管理を行うこと。
- (3) イタイイタイ病資料館と一体的に施設・設備の維持管理を行う必要がある「自家用電気工作物保安管理業務」、「設備管理業務」、「消防設備保守点検業務」、「保安警備業務」については、イタイイタイ病資料館で維持管理を行う部門と緊密に連絡・調整し、連携を図りながら適切に維持管理を行うこと。

2 設備類管理業務

(1) 自家用電気工作物保安管理業務

- 電気事業法その他の関係規程に基づき、自家用電気工作物の保安管理を実施すること。
- 自家用電気工作物（イタイイタイ病資料館を含む施設全体分）の概要は以下のとおり。
 - ※ 受変電設備（容量 1,900kVA 受電電圧 6,600V）、非常用予備発電装置（定格容量 500kVA 定格電圧 6,600V）

受 変 電 設 備	区分開閉器	負 荷 設 備 ・ そ の 他	低圧配線・器具・配電盤
	引込設備・ケーブル・避雷器		高圧電動機・低圧電動機
	断路器・母線・変成器類		電熱装置・電気溶接機
	遮断器・開閉器・保護継電器		照明器具
	変圧器・コンデンサ・リアクトル		設置設備
	受配電盤・制御回路		その他機器
	構内電線路・ケーブル		蓄電池設備
	接地設備		非常用予備発電装置
	受電設備の建物・キュービクル		

(2) 設備管理業務

個別仕様書 1 参照

(3) 消防設備保守点検業務

- 消防法その他の関係規程に基づき、消防設備の保守点検を実施すること。
- 消防設備の一覧は、個別仕様書 2 参照

(4) エレベーター保守点検業務

個別仕様書 3 参照

(5) 自動ドア保守点検業務

個別仕様書 4 参照

3 清掃業務

個別仕様書 5 参照

4 廃棄物処理業務

個別仕様書 6 参照

5 サウナマット等の配置業務

- サウナマットをドライサウナ、ロッカールーム、湯治庵脱衣室等必要箇所に配置すること。
- 吸水マットをプールゾーンへの通路、ロッカールーム、湯治庵脱衣室等必要箇所に配置すること。

6 植栽管理業務

(1) 屋内植栽管理

健康スタジアム等館内にある植栽の灌水、葉面洗浄、施肥、剪定、薬剤散布等の管理を適宜行うこと。

(2) 屋外植栽管理

次の基準により、屋外の芝生、樹木及び草花等の管理を行うこと。

業務	場所等	業務内容	面積	頻度
芝生管理	パークゴルフ場	芝刈り	11,810 m ²	年 4 回程度

		施肥	11,810 m ²	年1回程度
		薬剤散布	11,810 m ²	年1回程度
		更新作業		適宜
		散水		適宜
		除草		適宜
	パークゴルフ場以外	芝刈り	38,698 m ²	年4回程度
		施肥	38,698 m ²	年1回程度
		薬剤散布	38,698 m ²	年1回程度
		更新作業		適宜
		散水		適宜
		除草		適宜
樹木管理	低木・生垣	剪定	5,300 m ²	年1回程度
		施肥		適宜
		薬剤散布		適宜
		雪囲い		適宜
		散水		適宜
	高木	剪定		適宜
		枝下ろし		適宜
		支柱直し		適宜
		薬剤散布		適宜
		散水		適宜
草花等管理	薬草園	除草		年3回程度
		施肥		適宜
		薬剤散布		適宜
	ロックガーデン	除草		年3回程度
		施肥		適宜

7 保安警備業務

国際健康プラザの営業時間外に、有線式自動警報装置（遠方通報監視装置）を使用して機械警備を実施すること。

8 水質等衛生管理業務

次の区分毎に、法令等により要求される水質基準を満たしているか検査すること。検査の結果、基準に満たない場合には、利用の中止その他の対処を直ちに行い、利用者の安全を確保すること。

(1) 定期水質検査

① プールゾーン

- 「屋内プール」の以下の場所の<濁度・pH値・過マンガン酸カリウム消費量・一般細菌・大腸菌>の5項目について年12回（毎月）以上検査すること。また、<トリハロメタン>について年1回（8月）以上検査すること。

- ・25mプール
- ・幼児プール

- 「屋外プール」の以下の場所の<濁度・pH値・過マンガン酸カリウム消費量・一般細菌・大腸菌>の5項目について年2回（7月～8月）以上検査すること。また、<トリハロメタン>について年1回（8月）以上検査すること。

- ・成人プール
- ・幼児プール

② バーデゾーン

- 「バーデゾーン」の以下の場所の<レジオネラ菌・濁度・過マンガン酸カリウム消費量・大腸菌群>の4項目について年4回（3箇月毎）以上検査すること。

- ・高温かぶり湯

- ・低温かぶり湯
 - ・全身浴・部分浴・圧注浴・気泡浴・屋外気泡浴
 - ・寝湯
 - ・低温歩行浴
 - ・炭酸浴及び炭酸高温歩行浴
 - ・うたせ湯
- ③ 湯治庵
「湯治庵」の以下の場所の<レジオネラ菌・濁度・過マンガン酸カリウム消費量・大腸菌群の4項目について年4回（3箇月毎）以上検査すること。
- ・全身浴
 - ・薬湯
 - ・露天風呂
- ④ じゃぶじゃぶ池
「じゃぶじゃぶ池」の<大腸菌群>について年3回（6月～8月）以上検査すること。また、<レジオネラ菌>について年1回（7月）以上検査すること。
- ⑤ 簡易専用水道
簡易専用水道について年1回以上検査すること。
- (2) 日常水質管理
- ① プールゾーン
毎日数時間おきに、各水槽毎の残留塩素濃度、水温を計測記録し、適宜調整すること。また、ゾーンの利用人数について記録すること。
- ② バーデゾーン
毎日数時間おきに、各浴槽毎の残留塩素濃度、水温を計測記録し、適宜調整すること。
- ③ 湯治庵
毎日数時間おきに、各浴槽毎の残留塩素濃度、水温を計測記録し、適宜調整すること。
- ④ じゃぶじゃぶ池
水を張っている期間は、毎日、塩素等により消毒を行うこと。

9 電算機器等保守業務

- (1) 電算情報システム保守等業務
個別仕様書7参照
- (2) 電算情報機器保守等業務
個別仕様書8参照
なお、当該電算情報機器はリース物品であるため、指定管理者は当該リース契約（令和2年1月15日～令和7年1月14日の5年間）を継承すること。
- (3) 受付等システム保守等業務
個別仕様書9参照
なお、当該受付等システムはリース物品であるため、指定管理者は当該リース契約（令和4年4月1日～令和5年3月31日の1年間の契約予定）を継承すること。
- (4) 情報提供システム保守等業務
ホームページ等を管理するシステムであり、指定管理者は、ホームページが魅力的なものになるよう常に新たな情報を掲載し、健康づくりその他の情報を発信すること。

10 駐車場管理業務

- (1) 防犯対策
警察と連携し、駐車場での車上荒らし等犯罪行為を防止するために、注意看板の設置、巡回警備等を実施すること。特に夜間の巡回警備を頻繁に行い、利用者の不安を払拭するよう努めること。
- (2) 混雑対策
休日や夏休み等利用者が多い時には、案内看板の設置や車両誘導等を実施し、混雑解消に努めること。

(3) 除雪

雪が降っても利用者が支障なく駐車できるよう、駐車場の除雪を実施すること。特に、高齢者や身体障害者の来館に支障のきたすことのないよう注意すること。

11 屋外健康づくり施設管理業務

(1) アドベンチャーフィールド

- ・ アドベンチャーフィールド施設の安全を常時点検し、年1回以上専門業者による点検を実施し、不具合箇所は直ちに修繕を実施すること。

(2) じゃぶじゃぶ池

- ・ 幼児等が利用する施設のため、水を張っている期間は水質管理のために必要な消毒を毎日実施すること。
- ・ 裸足で遊ぶ施設のため、石の破片等が水底にないか常に点検すること。

(3) パークゴルフ場 (18 ホール、11,810 m²)

- ・ 利用者が楽しく快適に利用できるよう、芝生の状態等をチェックしておくこと。
- ・ 案内看板を使用し、利用者のマナーアップ奨励や大会の案内等、県民が快適に健康づくりを行えるよう配慮すること。

(4) トリムコース

- ・ ウォーキングやジョギング等の障害にならないよう、常にコース上の石等を除去しておくこと。

(5) 健康遊歩道

- ・ 健康遊歩道上の石の突起物の先端を常に点検し、欠けている等危険な場合には一時使用中止等適切な対策を施した上で、すぐに修繕すること。

(6) ロックガーデン及び薬草園

- ・ 薬草やハーブがいきいきと生い茂るよう、適切な管理を行うこと。特に、見せる花壇としての役割に配慮し、除草をこまめに行うこと。

12 備品管理業務

(1) 指定管理者は、使用する富山県の備品について、善良な管理者の注意をもって管理にあたること。特に、次の点に留意すること。

- ・ 備品の数量、使用場所、使用状況等を把握すること。
- ・ 本来の用途に供することができない場合は県に報告し、その指示があるまで当該備品を適正に保管すること。
- ・ 亡失又は損傷があった場合は直ちに県に報告すること。
- ・ 指定管理期間終了日に、現状に復すこと。

(2) 1個100万円未満の備品の購入については、別に定める上限額の範囲内において、指定管理者が実施すること。

(3) 指定管理者が指定管理料により購入した備品のうち、指定管理期間終了日に残存するものは、当該日に富山県に報告し、引き渡すこと。

(4) 備品について、事前に富山県に協議のうえ承認されなければ、次のことを行ってはならない。

- ・ 他の用途に使用すること。
- ・ 加工・改良を加えること。
- ・ 第三者に貸与し、又は譲渡すること。

13 修繕業務

小規模な補修修繕(1件100万円未満)については、別に定める修繕費の上限額の範囲内において、指定管理者がその緊急度、必要性に応じて適宜実施すること。

第6 その他国際健康プラザの管理運営に必要な業務の基準

1 とやま健康パーク友の会との連携業務

(1) 友の会の趣旨

指定管理者は、とやま健康パーク友の会（以下「友の会」という。）と連携し、県民の健康づくりやそのネットワーク化を図り、県民の総合的な福祉の増進を図ること。なお、友の会は、国際健康プラザを利用して健康づくりを継続的に実践しようとする人の心身の健康保持・増進を図るとともに、利用者相互の親睦を深めるために設立された任意団体である。

会員数：個人会員 292 人、団体会員 71 団体（81,435 人）（令和3年3月末現在）

(2) 事務局

指定管理者は、国際健康プラザに友の会事務局を置き、友の会の事務事業の運営にあたること。

2 地元等との連絡調整業務

国際健康プラザ建設時に取り交わした富山県と地元との覚書を遵守するとともに、地元の一員としての役割を果たすこと。なお、本業務の実施に当たっては、イタイイタイ病資料館に関する連絡調整も併せて行うこと。

(1) 地元自治会等

① 新保校区自治振興会

新保地区センターでの新春のつどいに参加する等、校区の一員として適切に対応すること。

② 友杉・任海町内会

春・秋季祭礼に協調する等、町内会の一員として適切に対応すること。

(2) 国際健康プラザ連絡協議会

地元住民と国際健康プラザとの連絡調整等を目的とした協議会を年2回開催すること。会議内容は以下のとおり。

- ・ 国際健康プラザの経営状況報告
- ・ 万雑費の決定
- ・ その他

(3) 新保東処理区農業集落排水施設

次に掲げる事務を行うこと。

- ・ 新保東処理地区農業集落排水施設管理の組合費の支払い等

3 他の施設及び団体との連携業務

(1) 健診機関との連携

県民の健康の保持増進のため、周辺の健診機関と連携し、健康・予防医療の中核拠点としての機能を高めること。特に、生活習慣病予防のための実践指導事業などの連携事業を効率的かつ効果的に実施すること。

(2) 体育施設等との連携

県民の体力向上のため、周辺の体育施設等（富山県総合体育センター、富山県総合運動公園等）と連携し、利用者が施設を相互に利用できる仕組みづくりの構築など幅広く公の施設どうしの総合的・効果的な運営に努めること。

(3) 健康に関する事業を実施する団体等との連携

健康に関する事業を実施する公共団体等（富山県、県内市町村、健康に関する事業を実施する公共的団体、県内プロスポーツチーム等）と連携し、講師派遣や研修会開催等により人材育成に努めるとともに、県内各地域から人が集まるイベントの企画などにより県民の健康づくりに対する意識の醸成を図り、県民の健康づくりに寄与すること。また、健康増進連絡協議会加盟施設と企画展示等連携事業を実施し、情報の提供及び交換を行い、県民の健康づくりのために協働すること。

(4) イタイイタイ病資料館との連携

国際健康プラザの利用促進及び利用者の健康に対する意識の向上等の観点から、イタイイタイ病資料館との連携を図ること。

4 危機管理業務

(1) 非常事態対応

指定管理者は、国際健康プラザ（イタイタイ病資料館を含む。）で発生する様々な危機を想定し、危機管理対応策を事前に定め、危機管理責任者・担当者の選任、マニュアルの作成及び対応訓練を実施しなければならない。特に、次の非常事態の場合の対応は必ず定めておくこと。また、消防署等からの指摘があった場合には、直ちに改善措置を講ずること。

① 火災

消防法その他の関係規程に基づく防火管理・防災対策を行うこと。

② 地震

③ 水上事故を含む人身事故

- ・ 使用者を対象とした水上事故防止のための講習会等を開催すること。
- ・ 使用者を対象とした救急救命措置の講習会等を開催すること。なお、国際健康プラザには AED が備え付けられており、その使用方法について習熟すること。

④ 落雷停電等

国際健康プラザは落雷が多発する場所にあるため、停電時の対応や直撃雷による被害を防止するため危機管理体制を整備すること。

(2) 災害対応

上記災害等の際には、遅滞なく適切な措置を講じたうえ、県をはじめ関係機関へ連絡を行うこと。

(3) 避難所等となった場合の運営協力

施設所在市町村が避難所等として使用する際には、避難所等の管理・運営に協力すること。

(4) 保険

指定管理者は、国際健康プラザの利用者等に対する次の支払限度額以上の賠償責任保険に加入すること。なお、同一建物であるイタイタイ病資料館と一体的に保険に加入しても差し支えない。

① 対人賠償

- ・ 1名あたり 40,000 千円
- ・ 1事故あたり 200,000 千円

② 対物賠償

- ・ 1事故あたり 10,000 千円

5 バス活用業務

指定管理者は、国際健康プラザを利用する団体が気軽に来館できるようバス等を活用し、富山県内の団体利用者を送迎すること。なお、送迎団体の受付にあたっては不当な差別的取扱いをしてはならない。

6 生命科学館、研修室等運営業務

指定管理者は、生命科学館や研修室等を活用し、国際健康プラザを利用する団体の便宜を図ること。なお、事前に専用利用承認が必要なことに留意すること。

7 各種システム運営業務

指定管理者は、次のシステムの運営業務を行うこと。なお、本業務の運営により取得したデータは、県に帰属するものであること。

(1) 運営管理システム

- ・ 運営管理システムは POS システムによる課金、精算のほか、会員管理システムによる利用者の会員登録・更新等受付業務運営上必要な情報管理を総合的に行うシステムである。
- ・ 指定管理者は、運営管理システムを活用し、利用者受付を実施すること。

(2) 健康管理システム

- ・ 実践指導事業等で利用者の健康づくりに関する情報を管理するシステムである。
- ・ 指定管理者は、健康管理システムを活用し、利用者の健康情報を事業の実施に役立て、プログラムへの反映等により利用者等に還元すること。

(3) 講座施設管理システム

- ・ 講座や研修室等の予定管理をするためのシステムである。
- ・ 指定管理者は、講座施設管理システムを活用し、講座や研修室の予定管理を行い、スムーズな運営を心がけること。

(4) 情報提供システム

- ・ ホームページ等を管理するシステムである。
- ・ 指定管理者は、ホームページが魅力的なものになるよう常に新たな情報を掲載し、健康づくりその他の情報を発信すること。

8 環境負荷低減業務

国際健康プラザの運営による環境への負荷低減のため、富山県庁環境マネジメントシステムによる取り組み等を行うこと。

9 個人情報保護業務

個人情報保護法その他の関係規程に基づき、適正に利用者等の個人情報の保護を図ること。

10 事業評価業務

国際健康プラザの管理運営により、住民サービスの向上が図られているかを検証するため、利用者アンケート、モニタリング、満足度調査等による事業評価を実施すること。

11 許認可等申請業務

指定管理者は、次の施設等の許認可等の申請事務を行うこと。

- (1) 診療所（医療法許可、提案により診療所を開設する場合）
- (2) 温泉利用型健康増進施設（厚生労働大臣認定）
- (3) 指定運動療法施設（厚生労働省指定）
- (4) 公衆浴場及び温泉利用（富山市）
- (5) 認可外保育施設（富山市）
- (6) 事務所等の行政財産目的外使用（富山県）

※ (2) (3) の許認可には医療機関の提携等が必要

第7 組織及び人員配置

1 配置人員等

(1) 業務執行体制

- ① 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、関係法令を遵守し、管理運営を効率的に行うため業務形態にあった適正な人員配置とすること。
- ② 総括責任者を1名配置すること。
- ③ 実務を担当する幹部職員に、健康づくり事業についての知識経験を有する者を含むこと。

(2) 有資格者

最低限必要な常勤の有資格者数と主な業務内容は次のとおりである。なお、重複して資格を有することを妨げない。

- ① 保健師【1名以上】
 - ・ 実践指導事業のコース等の実施において、運動・休養面からの実践指導及び講義等を実施
 - ・ 医師の診察等の補助
 - ・ 国際健康プラザ利用者の急性疾患の場合の緊急対応
 - ・ 健康相談を随時受け付け、対応
- ② 栄養士【1名以上】
 - ・ 実践指導事業のコース等の実施において、栄養面からの実践指導及び講義等を実施

- ・ 実践指導事業のコースにおけるヘルシー弁当の献立作成
- ・ 栄養相談を随時受け付け、対応
- ③ 健康運動指導士【1名以上】
 - ・ 温泉利用型健康増進施設の認定要件として配置
 - ・ 実践指導事業のコース等の実施において、運動・休養面からの実践指導及び講義等を実施
 - ・ 健康相談を随時受け付け、対応
- ④ 温泉利用指導者【1名以上】
 - ・ 温泉利用型健康増進施設の認定要件として配置
- ⑤ 健康運動実践指導者【1名以上】
 - ・ 指定運動療法施設の認定要件として配置
- ⑥ 保育士【ちびっこ室開設時間中常時1名以上】
 - ・ ちびっこ室の運営
 - ・ 認可外保育施設の設置要件として配置
 - ・ ちびっこ室開設時間中は、保育従事者を2名以上（うち保育士1名以上）配置し、保育する児童の年齢、人数に応じ必要な人員を配置すること。
- ⑦ 救急法救急員（プール監視）【常時1名以上（水上安全法救助員でも可）】
 - ・ プールの運営上、安全への配慮から常時配置
- ⑧ プロジェクトアドベンチャー指導員【3名以上】
 - ・ プロジェクトアドベンチャー講座の実施を提案した場合、安全に実施するために配置

(3) その他

上記のほか、次の人員を配置すること。なお、各職種において兼務を妨げるものではない。

- ① 事務員【必要な人数】
 - ・ 管理運営上必要な事項を処理
- ② 健康スタジアム受付員【必要な人数】
 - ・ 利用者受付を常時スムーズに行うための人数を配置
- ③ 電話予約受付員【1名以上】
 - ・ 電話予約のほか問合せ等にも対応
- ④ 設備管理員【個別仕様書のとおり】
 - ・ 設備管理業務等を実施
- ⑤ 清掃員【個別仕様書のとおり】
 - ・ 清掃業務を実施
- ⑥ トレーニングカウンター員【必要な人数】
 - ・ トレーニングゾーン及びリラクゼーションゾーンにおいて受付業務や指導業務を実施
- ⑦ プール監視員【常時3名以上（屋外プールオープン時には常時6名以上）】
 - ・ プールゾーンにおいて監視業務等を実施
- ⑧ 自由参加プログラム員【必要な人数】
 - ・ 自由参加プログラムを実施
- ⑨ 樹木等管理員【必要な人数】
 - ・ 屋内・屋外樹木等の管理を実施
- ⑩ 友の会事務員【必要な人数】
 - ・ 友の会の事務を実施

2 研修等

使用者等の資質の向上を図るため、研修を実施するとともに、施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。